

「文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（素案）」への意見

1. 「レコード演奏・伝達権」について

● レコード製作者および実演家に新たに「レコード演奏・伝達権」が付与されて、利用者のみが一方的に使用料を支払う形となると、権利の保護と利用のバランスを崩しかねない。音楽ビジネスを発展させ、よりよい文化のサイクルを回していくためには、権利者だけが得をする形ではなく、利用者にとっても使いやすく、メリットのある制度設計とする必要がある。「音楽に関する権利者やサービス提供事業者、利用者等の間における使用料や対価等の支払い・還元の構造を見直し、利用者の直接的な負担を減少させる方策を検討することが重要（脚注12）」は重要な指摘であり、賛同する。

● 『レコード演奏・伝達権』の創設により、国内の利用者には新たな負担が生じることになる。このことがかえって商業用レコードの利用の妨げとなり、音楽や他の活動の展開を萎縮させたり、過度な負担を生じさせたりすることのないよう、権利者側においては、各利用者の懸念や不安等に向き合い、適切な配慮を講じていくことが重要となる」との指摘は的を射たものであり、本制度の設計・運用の基本とすべき考え方と言える。すでに演奏のための複製の使用料は高額であり、これと別枠で「レコード演奏・伝達権」に基づく二次使用料を徴収されとなれば、商業用レコード使用の制約になりかねない。権利者においては、こうした利用者の懸念に真摯に向き合い、追加の負担が生じないよう適切な配慮を講じられたい。

また、指定団体が行使する二次使用料請求権について、文化庁長官も関与する段階的な仕組みを設けて権利者と利用者の調整を図ることは、適切である。文化庁においては、新たに使用料を負担することになる利用者の実情や考えを丁寧に汲み取り、利用者の立場を尊重して合意形成されるよう調整することを強く要望する。

● 「商業用レコードの公の再生を行う者」や「商業用レコードの公の伝達を行う者」からレコード製作者および実演家が二次使用料を受けられることができるとする権利を創設するとされているが、付与される権利の範囲をより明確にするとともに、影響を受ける利用者にも過大な負担を強いることのないよう、法制度を検討されたい。

● 「(レコードの) 媒体複製は多くの場合、演奏のための不可欠な準備行為にすぎない」との考え方は妥当である。「レコード演奏・伝達権」を報酬請求権とするのであれば、利用の円滑化のためには、このような準備的複製（録音）について権利制限をかける等の措置を検討し、すべての利用者が複製権と「レコード演奏・伝達権」の双方について、重複して権利処理及び使用料の負担が発生することのないような制度設

計が必須と考える。また、演奏のための準備的複製にあたらぬ場合においても、指定団体が窓口となり、複製権を一括管理することが望ましい。

- 「『レコード演奏・伝達権』の徴収・分配に関しては、権利者による権利行使の一環であり、具体的な仕組みや方法について、一義的には権利者自身が構築する必要がある」「利用者団体からのヒアリングにおいては、具体的な徴収額や徴収方法等について多数の懸念や要望が挙げられたところである。これらを十分に踏まえ、指定団体あるいは権利者団体において徴収等の仕組みの構築等に取り組むことが重要であり、各利用者によって利用できる手法や置かれた状況が異なることも踏まえて適切な仕組みを検討・構築することが、徴収の開始にあたって必要である」「利用者が簡便に利用状況の報告を行うことができるよう、音楽著作権管理事業者に対する報告書の活用や、電子的な報告の仕組みの構築、再生されている楽曲を自動的に把握できるデジタル技術の活用等について検討を進めること」との指摘は、いずれも重要である。「レコード演奏・伝達権」を創設する前提として、広く利用者が簡便に申請・支払いを行うための、電子決済をはじめとするデジタル技術も駆使した仕組みなどの構築・運用は、権利行使する権利者の責任と負担によって小規模事業者でも対応し得るよう、十全に措置されるべきである。利用者に協力を求めるにしても、利用者に過度な負担を生じさせないための工夫が欠かせない。
- 現状、レコード製作者および実演家の著作隣接権を管理する事業者においては、全国から使用料を徴収する仕組みや体制を整備していない。また、使用料の徴収に際しては二次使用料を不当に支払わない者が生じないよう、公平性を担保する制度的な仕組みが必要である。「レコード演奏・伝達権」を創設する準備期間はいまから約3年と明示的に区切らず、その運用期日は使用料徴収の仕組みや体制が整い、円滑かつ公平な運用の実現が見通せた時点で別途検討することが妥当である。
- 「レコード演奏・伝達権」の付与が「我が国の音楽を含むコンテンツ産業を新たな基幹産業と位置付け、海外展開の目標を定めた上でその促進等の振興を図る」という政策目的に寄与するかどうかについては、より詳細にデータを分析することが必要と考える。「『レコード演奏・伝達権』が導入されたと仮定し、日本と他国の間における国際支出と国際収入の推計を行った結果、複数のパターンにおいて国際収入が国際支出を上回るとする調査結果が示されている」とあるが、国際収支が黒字化するかどうかの検討にあたっては、国ごとに、徴収・分配の状況の見通し（どの程度の精度で徴収・分配されるか）を検証する作業等も必要と考える。また、すでに演奏権が付与されている音楽著作権分野における日本と日本の音楽が聴取されている上位国について、その徴収額や音楽の売上なども参考となる。

2. 今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度の対応について

- 民放事業者は国民の知る権利に応え、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供するため、自主・自律の精神の下、放送番組を編集・制作し、放送している。教育の目的上最も適切な著作物を利用することができるように教科用図書に係る権利制限規定が著作権法に設けられているとしても、民放事業者が制作した放送番組や動画・音声など（放送コンテンツ）を掲載するための通知に際しては、放送の本来的な社会的役割や自主・自律の精神、民放事業者の番組編集上の意図に鑑み、権利者である当該事業者の考えを最大限尊重するよう求める。これは、学校教育の目的上やむを得ないと認められる改変等についても同様である。
- 民放連の放送基準は「個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない」旨を規定している。放送当時は出演者のプライバシーを侵すことがなかったとしても、その後の身の回りの環境変化などによって、いまは当時の動画・音声を公にしてほしくないと考える出演者もいる。放送コンテンツをデジタル教科書に掲載する場合は、出演者のプライバシーやセンシティブな情報の取り扱いに特段の配慮をするよう要望する。
- デジタル教科書に著作物等を掲載するための補償金について、▽補償金の額の設定、▽権利者団体間の調整、▽掲載する著作物の権利者情報の把握（権利者不明の探索を含む）、▽補償金の支払い実務（権利者不明分の扱いを含む）は、デジタル教科書に著作物等を掲載する者（支払い義務者）の責任と負担によって行われるべきである。権利者に協力を求めるにしても、権利者に過度な負担を生じさせないための工夫が欠かせない。

以 上